

公益社団法人沖縄県地域振興協会の 職員の給与及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県地域振興協会（以下「協会」という。）の職員の給与及び旅費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の給与)

第2条 職員に支給される給与の種類及びその額並びに支給方法については、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例53号）（以下「県給与条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則の例によるものとする。

- 2 職員の給料表は、県給与条例別表第1の行政職給料表を準用し、標準的な職務の級については、別表第1による。
- 3 正職員以外の職員である臨時職員、再雇用職員、無期雇用職員、嘱託職員及び賃金職員については、別段の定めがある場合を除き、本規程による。
- 4 本規程の各条に関わらず、沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）に基づく派遣職員及びこれと同様の手続により市町村より派遣された職員については、別に定めるところによることができる。

第3条 削除

(初任給)

第4条 新たに職員となった者の初任給の決定は、沖縄県の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）を踏まえ、その者の学歴、経歴及び職務の地位等を勘案して会長が定める。

(管理職手当)

第5条 管理職手当は、公益社団法人沖縄県地域振興協会事務局組織規程第4条の定める事務局長及び部長の職にあるものに対して支給する。

- 2 前項に規定する管理職手当の支給については、沖縄県人事委員会が定める管理職手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号）に基づく管理職手当の例による。

第6条 削除

(退職手当)

第7条 職員が退職した時は、退職手当を支給する。

- 2 前項の退職手当は、沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）

の例による。

- 3 退職する職員のうち県または市町村職員の身分を有する者については、退職手当は支給しない。

(給与の減額等)

第8条 職員が育児又は介護を行うために休業又は短時間勤務を取得し、あるいはその他の休職又は欠勤等となった場合は、県給与条例及びこれに基づく沖縄県人事委員会規則の例により給与を減額又は不支給とする。

2 前項に関わらず、再雇用職員、無期雇用職員、嘱託職員及び賃金職員については、沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条沖縄県例第42号）及びこれに基づく沖縄県人事委員会規則の例により給与を減額又は不支給とする。（給与の減額等）

第9条 削除

(旅費)

第10条 職員の旅費については、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の例による。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会にはかって会長が定める。

附 則

この規程は、昭和56年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年9月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年5月25日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年5月30日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年2月19日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年5月22日に施行し4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年5月14日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年2月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (職務表)

職 務	職務の級
事務局長	6 ~ 9 級
部 長	4 ~ 7 級
主 幹	4 ~ 5 級
主 査	3 ~ 4 級
主 任	2 ~ 3 級
主 事	1 ~ 2 級

別表第2 (管理職手当) 削除